

性犯罪に関する規定の位置に関する諸外国の法制度の概要

1 アメリカ（州法）

○ ミシガン州刑法

性犯罪規定（第750.520a条ないし第750.520n条）は、第1章から第88章で構成されるミシガン州刑法の「第76章 レイプ」の下に置かれており、前後の章との関係は、以下のとおりである。

第74章 ラジオ放送（注1）

第75章 鉄道（注2）

第76章 レイプ

第77章 騒乱，不法な集合

第78章 強盗

第79章 淫行勧誘

なお、姦通（第5章第750.29条ないし第750.32条）、児童のわいせつ物の頒布等（第20章第750.145c）、わいせつな露出（第48章第750.335条ないし第750.347条）は、それぞれ別に規定されている。

（注1）許可を受けていない者による公共安全ラジオ通信の妨害の罪（第570b条）等

（注2）列車の往来危険罪（第511条）等

○ ニューヨーク州刑法

ニューヨーク州刑法「第3編 犯罪」の下には、G章からP章までの計10章が置かれているところ、性犯罪規定（第130.00条ないし第130.96条）は、「H章 人に対する罪」の下に置かれており、同章に規定されている各条の内容は以下のとおりである。

第120条 暴行及び関連犯罪

第121条 絞殺及び関連犯罪

第125条 殺人，墮胎及び関連犯罪

第130条 性犯罪

第135条 誘拐，強要及び関連犯罪

なお、重婚（O章第225.15条）、姦通（O章第225.17条）公然わいせつ行為、わいせつ物頒布等（O章第235.00条以下）は、それぞれ別に規定されている。

○ カリフォルニア州刑法

性犯罪規定（第261条，第286条等）は，第1編から第17編で構成されるカリフォルニア州刑法において，「第9編 性的攻撃及び公共の風俗若しくは道徳に対する罪を含む個人に対する罪」の下に置かれている。

同編に規定されている各章の内容は，以下のとおりである（下線の章内に性犯罪規定が置かれている）。

第1章 強姦，誘拐，児童に対する性的虐待，淫行勧誘

第2章 児童の遺棄，不保護

第2.5章 配偶者暴力

第4章 児童の誘拐

第5章 重婚，近親相姦，自然（の摂理）に対する罪（注1）
（略）

第7.5章 わいせつ物（注2）
（略）

第8章 わいせつな露出，わいせつ展示（注3）及びわいせつ
その他みだらな施設（注4）

（以下，略）

（注1）肛門性交（第286条），口淫（第288a条）異物挿入（第289条）が置かれている。

（注2）頒布等目的でのわいせつ物所持等（第311.1条等）

（注3）わいせつな形態での第三者（人）の展示の周旋等（第314条等）

（注4）売春目的で滞在する施設を保有する罪等（第315条等）

2 イギリス（イングランド・ウェールズ）

Sexual Offences Act 2003 は，「第1章 性犯罪」の下に性犯罪規定を置いているが，その中には

- ・ 児童のわいせつ画像（第45条，第46条）
 - ・ 売春及びポルノによる児童虐待（第47条ないし第51条）
 - ・ 売春（第51A条ないし第56条）
 - ・ その他の罪（性器の露出，のぞき，猥姦，屍姦等：第66条ないし第71条）
- なども置かれている。

3 フランス

フランス刑法典における性犯罪規定（第222-22条，第227-25条等）は，「第1巻 法律規定」，「第2部 人に対する重罪及び軽罪」，「第2編 人に対する侵害」

の中の

- ① 「第 2 章 人の身体的・精神的完全性に対する侵害」, 「第 3 節 性的攻撃」
(第222-22条ないし第222-33条)

及び

- ② 「第 7 章 未成年者及び家族に対する侵害」, 「第 5 節 未成年者を危険にさらさせる行為」(第227-15条ないし第227-28条)

の下に置かれている。

①の規定の中には、性犯罪規定以外に、公衆の目に触れる場所における性器露出行為罪(第222-32条)が含まれる。また、②の規定の中には、性犯罪規定以外に、未成年者のポルノの頒布等(第227-23条)等が含まれる。

4 ドイツ

ドイツ刑法典における性犯罪規定(第177第等)は、各則の「第 1 3 章 性的自己決定に対する罪」(第174条ないし第184条f)に置かれており、同章の中には

- ・ 売春婦の搾取(第180条a), 売春斡旋(第181条a)
- ・ 公然と性行為を行うことによる公の不快感の惹起(第183条a)
- ・ ポルノ文書の頒布(第184条)

などが規定されている。

なお、「第 1 2 章 身分関係、婚姻及び家族に対する犯罪行為」(第169条ないし第173条)の中に、重婚(第172条)が置かれている。

5 韓国

韓国刑法における主たる性犯罪規定(第297条ないし第305条の2)は、「第 2 編 各則」「第 3 2 章 強姦と醜行の罪」の下に置かれている。

前後の章との関係は、以下のとおりである。

第 3 0 章 脅迫の罪

第 3 1 章 略取及び誘拐の罪

第 3 2 章 強姦と醜行の罪

第 3 3 章 名誉に関する罪

第 3 4 章 信用、業務及び競売に関する罪

なお、「第 2 2 章 性風俗に関する罪」の下には、姦通(第241条)、淫行媒介(第242条)、淫画の頒布等(第243条)、淫画の製造等(第244条)、公然淫乱(第245条)が置かれている。